

五城目町自主防災組織等活動支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織等の活動に要する経費の一部を支援することにより、その活動が一過性のものとならないよう継続性を持たせるとともに、地域防災力の向上を図ることを目的として、五城目町自主防災組織等活動支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付申請をすることができる者（以下「助成対象者」という。）は、五城目町地域防災計画に基づき町に設立の届出を行なった自主防災組織及び、設立予定の町内会又は団体・組織とする。

(助成対象事業等)

第3条 事業区分、助成対象事業及び助成対象経費は、**別表第1**に規定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業としない。

(1) 他の補助金、助成金等を受けている事業

(2) 営利を目的とする事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事業

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象者が支出した事業区分ごとの助成対象経費の額（千円未満切捨て）とする。ただし、**別表第2**に規定する事業区分ごとの助成限度額を上限とする。

2 助成金の交付を受けた助成対象者は、同一年度内に再度助成金の交付を受けることができない。

3 事業区分ごとの助成金の交付回数は、**別表第2**に規定する交付限度回数を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、**五城目町自主防災組織等活動支援助成金交付申請書（第1号様式）**を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定通知)

第6条 町長は前条の助成金交付申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、**五城目町自主防災組織等活動支援助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）**により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金交付の決定に際し、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告書)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者は、活動終了後すみやかに**五城目町自主防災組織等活動支援助成金実績報告書（第3号様式）**を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付時期)

第8条 助成金は、前条に掲げる書類の提出後、申請者の**五城目町自主防災組織等活動支援助成金請求書(第4号様式)**の提出により交付する。

(助成金の返還)

第9条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付の決定を取消し、若しくは変更し、又は当該申請者に対して既に交付した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 支援活動の実施方法が不適切なとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 支援活動の全部及び一部を廃止したとき。
- (6) この交付要綱に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	助成対象事業	助成対象経費
防災活動支援	自主防災組織が行う防災活動事業（町に設立の届出を行った自主防災組織に限る。）	①防災訓練の開催に係る消耗品費、燃料、材料費、保険料等の経費 ※弁当、飲み物類等は認められない。 ②研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費 ③防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ④その他町長が必要と認める経費
設立準備支援	自主防災組織未設立の町内会等が自主防災組織設立に向け行う事業	①研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費 ※弁当、飲み物類等は認められない。 ②パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ③その他町長が必要と認める経費

別表第2（第4条関係）

事業区分	助成限度額	交付限度回数
防災活動支援	20千円	交付限度回数なし
設立準備支援	20千円	1組織につき2回